

○内閣府令第 号

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項の規定に基づき、構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">改 正 後</p> | <p style="text-align: center;">（構造改革特別区域計画の認定の申請）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 法第四条第二項第二号に規定する特定事業として法別表第十四号に規定する事業を定めている場合には、次に掲げる図書</p> <p>イ 特定事業の実施主体である法人の名称、主たる事務所の所在地、その設立に当たって準拠した法令を制定した国及び主たる事業を記載した書類</p> <p>ロ イの法人の役員及び農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第十七条に規定する使用人の氏名、住所及び国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四）五に規定する国籍等をいい、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。）及び特別永住者（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に規定する特別永住者をいう。以下同じ。）にあつては、在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）又は特別永住者である旨を含む。以下同じ。）を記載した書類</p> |
| <p style="text-align: center;">改 正 前</p> | <p style="text-align: center;">（構造改革特別区域計画の認定の申請）</p> <p>第一条 構造改革特別区域法（以下「法」という。）第四条第一項の規定により認定の申請をしようとする地方公共団体は、別記様式第一による申請書に次に掲げる図書を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> |

| | |
|---|---------------------|
| <p>ハ イの法人の総株主の議決権の百分の五以上を有する株主又は出資の総額の百分の五以上に相当する出資をしている者（以下この号において「株主等」という。）の氏名、住所及び国籍等（株主等が法人である場合は、法人の名称、主たる事務所の所在地及びその設立に当たって準拠した法令を制定した国）を記載した書類</p> <p>ニ 農地等の利用目的、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十九条第一項に規定する地域計画における位置付けその他の営農を行おうとする地域の関係者との調整の状況及び作物の種類、取得しようとする農地等の所在地、面積及び所有者との調整の状況並びに農地等の所有権を法人に移転する契約の締結が見込まれる時期を記載した書類</p> <p>ホ 法人が農地等の所有権を取得することが農業経営を行うために必要な理由を記載した書類</p> <p>ヘ 法第二十四条第一項第一号の契約を履行するために講じた財政上の措置の内容を記載した書類</p> <p>五〇七 「略」</p> | <p>四〇六 「同上」</p> |
|---|---------------------|

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和五年九月一日から施行する。